

平成二十五年八月五日提出  
質問第一四号

刑事事件の被疑者及び被告人に対する精神鑑定に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

## 刑事事件の被疑者及び被告人に対する精神鑑定に関する質問主意書

精神障害者による犯罪及び触法精神障害者の処遇が社会問題となつてゐることを踏まえ、以下のとおり質問する。

一 刑事事件の被疑者及び被告人に対して実施される精神鑑定（以下「精神鑑定」という。）にはどのような種類があるのか、それぞれの趣旨及び法的根拠とともに明らかにされたい。

二 東京地方検察庁には精神鑑定のための精神診断室が設けられていると承知するが、それは事実か。事実とすれば、それはいつ設置されたのか、現在何室あるのか、また、それらが最近五年間で精神鑑定のために使用された回数及び精神鑑定への検察庁職員の立会いの有無を、精神鑑定の種類ごとに明らかにされ、東京地方検察庁における現在の精神鑑定の実施体制について政府の見解を示されたい。

三 東京地方検察庁以外で、「精神診断室」もしくは同様の施設が設けられている地方検察庁はあるか。あればその検察庁の名称と、それぞれいつ設置されたのか、現在何室あるのか、また、それらが過去五年間で精神鑑定のために使用された回数及び精神鑑定への検察庁職員の立会いの有無を、精神鑑定の種類ごとに明らかにされ、東京地方検察庁以外の地方検察庁における現在の精神鑑定の実施体制について政府の見

解を示されたい。

四 精神鑑定は拘置所で実施されることがあると承知するが、それは事実か。事実とすれば、過去五年間で精神鑑定が実施されたことのある拘置所の名称と、それぞれの拘置所で過去五年間に実施された精神鑑定の回数、精神鑑定が実施された拘置所内の場所及び精神鑑定への検察庁職員もしくは拘置所職員の立会いの有無を、精神鑑定の種類ごとに明らかにされ、拘置所における現在の精神鑑定の実施体制について政府の見解を示されたい。

右質問する。